

欧州特許条約における補正要件

日本実務家にとって理解が困難な欧州の補正要件の本質的考え方を詳説！

■開催日時

2025年 5月 27日 [火]

時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

主要国の補正要件を比較すると、日本や米国に比べて欧州は補正要件が厳しいと言われていきます。しかし欧州では補正要件がどのように厳しいのか、補正の自由度を高めるために欧州明細書はどのように記載すべきか、という本質的な問題に対する答えを持ち合わせている実務家は極めて少ないのが現状です。

また、本願と同じ基準で引用文献の開示内容を認定する欧州では、日本や米国に比べて少ない内容で引用文献の開示内容が認定されることもあります。特に化学分野では、日本や米国で新規性拒絶に用いられる引用文献に対して、欧州では新規性が認められ得ることはほとんど知られていません。

本セミナーでは、欧州の補正要件の本質的考え方をお伝えするとともに、欧州だけではなく日本や米国にも出願することを考慮しつつ、欧州出願用明細書や基礎出願となる日本出願明細書の記載はどうあるべきか、構造系の事例を用いて説明します。また、化学系の事例を用いて引用文献の開示内容の認定の違いに基づく欧州特有の拒絶理由対応の一例を紹介します。

●講 師： 弁理士法人 グローバルアイピー東京 日本弁理士 高橋 明雄 氏
日本弁理士 小磯 貴子 氏

●会 場： Zoomを使ったオンラインセミナー